

令和8年竹田市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和8年8月7日（金） 午前10時00分～午前11時8分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会

3. 出席委員 13名

1番 佐藤 孝誠 2番 甲斐 秀一 3番 荒巻 秀光 4番 改木 謙士 5番 本郷 敦子
6番 高須 礼治 7番 猪 九州男 8番 荒井 一男 9番 清松 輝見 10番 須藤 武
11番 高須 圭二 12番 阿南 文明 13番 坂本 大蔵

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤哲也 事務局次長：馬場勇二 主幹兼係長：伊藤慎弥 専門員：佐藤俊郎
農政課主査：工藤大夢

6. 議事

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 29件

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 11件

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第50号 非農地証明について 5件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

（10時00分）

議長

只今から、令和8年竹田市農業委員会第9回総会を開会いたします。本日の議事日程は、タブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は3番 荒巻秀光委員、4番 改木謙士委員の両名を指名いたします。

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第15号について報告します。農地法第3条許可処分の取消し願いの提出が1件ありましたので報告します。続いて報告第16号について報告します。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。続いて報告第17条について報告します。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約が1件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項を終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 29件

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 11件

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第50号 非農地証明について 5件

以上48案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 工藤主査

議案第46号は農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け人へ権利の設定を行うものです。

貸付調書1ページ、1番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇〇へ、4ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書2ページ、2番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇〇へ、1年4ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書3ページ、3番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇〇へ、4年間の使用貸借による権利の設定です。選

定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書4ページ、4番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書5ページ、5番の案件は、〇〇〇〇から、認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書6ページ、6番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書7ページ、7番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年6ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書8ページ、8番の案件は、3人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年6ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書9ページ、9番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書10ページ、10番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書11ページ、11番の案件は、3人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、7年11ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書12ページ、12番の案件は、3人の貸出人から〇〇〇〇へ、9年4ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書13ページ、13番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇へ、7年11ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書14ページ、14番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇へ、7年11ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書15ページ、15番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇へ、7年11ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書16ページ、16番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書17ページ、17番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書18ページ、18番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書19ページ、19番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書20ページ、20番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書21ページ、21番の案件は、〇〇〇〇から認定新規就農者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書22ページ、22番の案件は、〇〇〇〇から認定新規就農者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書23ページ、23番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書24ページ、24番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書25ページ、25番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書26ページ、26番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書27ページ、28ページ、27番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書29ページ、28番の案件は、〇〇〇〇から認定新規就農者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書30ページ、29番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。以上です。

議長

只今、議案第46号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第46号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第46号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

(10時32分)

議長

続いて議案第47号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第47号の1番の案件は、公益社団法人大分県農業農村振興公社から認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字下泉〇〇〇〇 外2筆 田3筆 合計面積7,037平方メートルを農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、6,632平方メートルです。

議長

10番 須藤武委員に調査報告をお願いします。

10番 須藤武委員

議案第47号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター4台、コンバイン1台、田植機1台、その他マニアスプレッダーを所有しており、経営は、稲作と畜産経営、畜産の方は33頭でありましたが、異動がありますので当日確認したら30頭で特に問題ありませんでした。農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第47号について、担当委員による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第47号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積等促進計画の要請については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明

を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字戸上字田頭〇〇〇〇 外1筆 畑2筆 合計面積2,021平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は14,093平方メートルです。

議長

12番 阿南文明委員に調査報告をお願いします。

12番 阿南文明委員

議案第48号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター3台、耕うん機2台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から認定農業者である譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字小塚字大原〇〇〇〇 外5筆 畑6筆 面積25,010平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は25,767平方メートルです。

議長

12番 阿南文明委員に調査報告をお願いします。

12番 阿南文明委員

議案第48番の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター7台、耕うん機1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から認定新規農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字小塚字萱下シ〇〇〇〇 畑1筆 面積4,303平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は14,447平方メートルです。

議長

12番 阿南文明委員に調査報告をお願いします。

12番 阿南文明委員

議案第48号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具は、耕うん機2台、その他運搬車6台を所有しており、野菜中心の法人で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字市用字市用津留〇〇〇〇 田1筆 面積3,547平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9,481平方メートルです。

議長

12番 阿南文明委員に調査報告をお願いします。

12番 阿南文明委員

議案第48号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、草刈機2台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町南河内字仲村〇〇〇〇 外2筆 田3筆 合計面積2,765平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,416平方メートルです。

議長

8番 荒井一男委員に調査報告をお願いします。

8番 荒井一男委員

議案第48号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、耕うん機1台を所有しており、稲作中心の農家であります。農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から認定農業者である譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町高城字上ノ久保〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積1,737平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は109,966平方メートルです。

議長

8番 荒井一男委員に調査報告をお願いします。

8番 荒井一男委員

議案第48号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具は、トラクター8台、田植機1台を所有しており、稲作と野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木〇〇〇〇 畑1筆 面積3,245平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,813平方メートルです。

議長

10番 須藤武委員に調査報告をお願いします。

10番 須藤武委員

議案第48号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字宮田〇〇〇〇 田1筆 面積2,974平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は申請地のみの2,974平方メートルです。

議長

4番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

4番 改木謙士委員

議案第48号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は5人です。農機具は、溶液かん水装置2台、ロボット除草機1台、台車4台と現在のところなっております。野菜中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字宮田〇〇〇〇 田1筆 面積9,113平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は申請地のみの9,113平方メートルです。

議長

4番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

4番 荒井一男委員

議案第48号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は5人です。農機具は、溶液かん水装置2台、ロボット除草機1台、台車4台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字松ノ元〇〇〇〇 外1筆 畑2筆 合計面積7,226平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は6,842平方メートルです。

議長

2番 甲斐秀一委員に調査報告をお願いします。

2番 甲斐秀一委員

議案第48号の10番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具は、トラクター2台、飼料収穫作業機ですが、モアー、テッダ、ロールバーダー、ラッピングマシーン、グローブ、タイヤローダー及びマニアスプレッダーを所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の5番11の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字芋ヶ迫〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積808平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は10,946平方メートルです。

議長

2番 甲斐秀一委員に調査報告をお願いします。

2番 甲斐秀一委員

議案第48号の11番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台、そ

の他草刈機2台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第48号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

議長

6番 高須礼治委員

6番 高須礼治委員

4番について確認いたします。贈与になっていますが、農地法上における贈与と相続は別物と考えるものですか。

事務局

お答えいたします。相続の場合は、亡くなった場合は相続となります。生前の場合は贈与の方になります。

6番 高須礼治委員

生前贈与の場合も名義を変える申請を農業委員会にするのですか。

事務局

贈与の場合は、農地法上の許可が必要になりますので、3条の申請をしていただいて所有権の移転となります。

議長

他にご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第48号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第49号の1番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字西山田〇〇〇〇 外14筆 田15筆 合計面積9,563平方メートルです。この申請地は農用地区域外の農地で、圃場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は杉1,910本を植林して、山林用地として管理する計画です。雨水は現状と同じく自然浸透する計画です。転用に要する費用は、1,333,123円を見込んでおり、それに見合った金融機関の貯金通帳の写しが添付されています。森林組合の苗木の予約受付期間が6月から12月で、許可後に発注を行います。その後、令和9年3月に苗木が届くため令和9年3月1日から4月30日までを予定して、植付と獣害対策のネット張りを行い、転用は確実と認められます。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

7番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

7番 猪九州男委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第49号の2番の案件は、申請地 竹田市直入町大字上田北字水ヶ迫〇〇〇〇 田1筆 面積3,422平方メートルのうち1,096平方メートルです。この申請地は農用地区域内の田ですが、令和7年10月23日付で、農業用施設用地に用途変更しております。転用目的は畜舎用地です。転用者は、市内に居住する認定農業者の畜産農家の孫で、自宅近くにおいて家族で肉用牛の経営をしています。今回、規模拡大のため竹田市畜産生産振興対策事業の承認を受け、祖父の農地に新たに畜舎の建築を計画したものです。排水は自然浸透する計画で、転用行為は令和9年3月31日までを予定しています。また、隣接農地所有者の承諾書も添付されています。転用に要する費用は、14,889,081円で、それに見合った補助金交付決定通知書と金融機関の残高証明書が添付されています。

転用許可基準は、「農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

2 番 甲斐秀一委員に調査報告をお願いします。

2 番 甲斐秀一委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第49号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第49号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第50号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

議長

1 番の案件について、事務局に説明求めます。

事務局

議案第50号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字片ヶ瀬字北赤根河〇〇〇〇 外3筆 登記地目 田4筆 合計面積2,103平方メートルを非農地申請したものです。申請地は、水力発電施設管理のために取得した土地であり、今回地目変更登記手続きのため申請するものです。現況は水力発電施設管理用地となっています。

議長

12番 阿南文明委員に調査報告をお願いします。

12番 阿南文明委員

1 番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は水力発電施設管理用地となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第50号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字平田字柿木〇〇〇〇 外3筆 登記地目 田3筆 畑1筆 合計面積3,755平方メートルを非農地申請したものです。〇〇〇〇は、平成13年に転用許可を受け宅地及び進入路としていましたが法務局で地目変更登記をしていませんでした。その他は、平成8年に亡き夫が相続しましたが、獣害等で農地としての管理ができなくなり現況は原野となっています。

議長

12番 阿南文明委員に調査報告をお願いします。

12番 阿南文明委員

2番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は宅地、原野になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第50号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字次倉字長迫〇〇〇〇 外6筆 登記地目 畑7筆 合計面積1,621平方メートルを非農地申請したものです。〇〇〇〇は、亡き父が高齢化により耕作できず放置したので、現況は原野となっており、その他は平成10年に土地改良でできた残地で、現況は雑種地、原野となっています。

議長

8番 荒井一男委員に調査報告をお願いします。

8番 荒井一男委員

3番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は雑種地、原野になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第50号4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町馬場字岩戸〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積3,049平方メートルを非農地申請したものです。申請地は、亡き父が昭和61年頃ヒノキを植林し、現況は山林となっています。

議長

8番 荒井一男委員に調査報告をお願いします。

8番 荒井一男委員

4番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は山林になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第50号5番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市直入町上田北字立石〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積6,485平方メートルを非農地申請したものです。申請地は、平成3年に夫が亡くなったため農地として管理ができなくなり、ヒノキを500本植林し、現況は山林となっています。

議長

2番 甲斐秀一委員に調査報告をお願いします。

2番 甲斐秀一委員

5番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は山林になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第50号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第50号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第50号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和8年竹田市農業委員会 第9回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(11時8分)

令和8年8月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....